

【ウ】 肢体不自由に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意又は配慮されるもの	左記以外で配慮する事項（例）
① 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	チェック解答 (注1)	1.3 倍に延長 (注2・3)	別室	・チェック解答用紙 ・下書き用紙 (数学・理科のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者の配置（注6）</li> <li>・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験</li> <li>・洋式トイレ又は障害者用トイレ（バリアフリートイレ）に近い試験室で受験</li> <li>・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備（注7）</li> </ul>
② 両上肢の機能障害が著しい者					
③ 上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者		延長なし			
体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、チェック解答が不可能な者	代筆解答 (注4)	1.3 倍に延長 (科目によっては、1.5 倍に延長) (注5)	別室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代筆者</li> <li>・問題冊子2冊（受験者用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子の持参使用（注7）</li> <li>・杖の持参使用（注8）</li> <li>・試験室入口までの付添者の同伴</li> </ul>
		延長なし			
上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者					<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験場への乗用車での入構</li> </ul>

（注1） チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。（→22・23ページ）なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

（注2） 試験時間の延長（1.3倍）でマークシートによる解答方法を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。  
また、リスニングの延長方式（連続方式又は音止め方式）も併せて記入してください。

（注3） 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入する（→36ページ）とともに、「診断書（肢体不自由関係）」、「状況報告書（試験時間延長（1.3倍））」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

（注4） 代筆解答とは、受験者が問題番号と解答を口頭等で伝え、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。代筆解答では、受験者が発言した解答内容等を記録するために、全ての試験時間において、録音を行います。録音したデータは、解答内容の確認等の業務以外の目的で使用することはありません。  
代筆解答に該当する者が、解答手段として機器（音声出力による意思伝達装置、パソコン等）の持参使用を希望する場合は、審査の上、使用方法を制限して許可することがあります。  
代筆解答を希望する場合は、**受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）㉗欄で選択してください。**申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→29ページ）

（注5） 代筆解答で試験時間延長（1.3倍）に該当する者は、意思伝達に著しく時間を要すると認められる者です。ただし、数学（簿記・会計、情報関係基礎を含む。）は、試験時間が1.5倍となります。  
なお、数学以外の教科・科目でも1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入する（→36ページ）とともに、「診断書（肢体不自由関係）」、「状況報告書（代筆解答）」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

リスニングにおいて配慮する事項（例）				必要な申請書類
試験時間		音声聴取の方法		
右のどちらか一方を選択（注9）	1.3 倍に延長（連続方式）	IC プレーヤー（注10） （受験者自身が操作）	ヘッドホン（注11）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験上の配慮申請書（→39 ページ）</li> <li>・診断書（肢体不自由関係）（→47 ページ）（注12）</li> <li>・状況報告書（試験時間延長（1.3 倍））（→53 ページ）</li> </ul>
	1.3 倍に延長（音止め方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）		
延長なし		IC プレーヤー（注10） （受験者自身が操作）		
右のどちらか一方を選択（注9）	1.3 倍に延長（連続方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験上の配慮申請書（→39 ページ）</li> <li>・診断書（肢体不自由関係）（→47 ページ）</li> <li>・状況報告書（代筆解答）（→57 ページ）</li> </ul>
	1.3 倍に延長（音止め方式）			
延長なし				

（注6） 介助者とは、特別支援学校の教員等で、試験時間中における受験者の姿勢の変換、トイレ介助や痰の吸引などの医療的ケア等の専門的な介助を行う者のことです。必要とする介助内容を、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に詳しく記入してください。

なお、申請された介助内容が監督者等でも行うことができるような簡易的な補助である場合は、監督者等が補助します。（→17ページ）

（注7） 特製机・椅子の持参使用、特製机・椅子の試験場側での準備又は車椅子の持参使用を希望する場合は、希望する特製机・椅子や車椅子の規格等を必ず受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。（→33・34ページ）

（注8） 杖の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書の提出は必要となりますが、医師の診断書の提出は必要ありません。

（注9） 延長方式は、申請後は変更できません。（→18・19ページ）

（注10） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

（注11） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

（注12） 上肢の機能障害により、「チェック解答」、「試験時間延長（1.3倍）」を希望する場合は、診察の際に、医師の指示に従い「●志願者自署欄」、「●マーク塗りつぶし欄」、「●チェック欄」の各欄を記入してください。また、それぞれの所要時間を医師が記入します。書字能力等の程度を、大学入試センターにおける審査の参考とします。

【備考】

1 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。

別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内44ページや大学入試センターのホームページ（→裏表紙）を参照してください。

2 タオル（サイズは問わない。）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内15ページを参照してください。

3 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。

4 病気・負傷や障害等によりマスクを着用できない場合は、配慮申請が必要になります。（→表紙裏）